

C

動物園・水族館・植物園における餌代等の支援<えさおや>プラットフォーム
開発プログラム実践事業

公募要領

令和2年12月1日

※本公募要領の内容は予告なく変更することがありますので、応募に際しては
公募ウェブサイト上で最新版をご確認ください。

文化庁令和2年度戦略的芸術文化創造推進事業「文化芸術収益力強化事業」 公募要領

I.事業概要

1) 事業名

C

動物園・水族館・植物園における餌代等の支援（えさおや）プラットフォーム
開発プログラム実践事業

2) 事業目的

動物園や水族館の動物たちは、各園・館におけるリアルな場で人気があるだけでなく、YouTube等の動画においても人気のジャンルの一つともなっています。特に新型コロナウイルス感染拡大予防のため自宅で過ごすことが多くなったステイホームにおいて、全国各地の動物園や水族館等の動画は、“癒やされる”と多くのアクセスを集めています。

一方で、全国の動物園・水族館・植物園等は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う臨時休園などの影響で収入が大きく落ち込んでいる中、餌代の経費が大きな負担となりつつあると想定されます。

こうした背景を踏まえ、全国の動物園・水族館・植物園を対象に、動物・植物等の餌代、肥料代等について、広く一般からクラウドファンディングあるいは寄付にて資金を公募するプラットフォームを設置、試行します。これらによる、動物園・水族館、植物園に対する「持続的に動物・植物等を支えるファン」のさらなる拡大と各園、各館における収益に対する効果を検証します。

II.公募対象プログラムと対象事業者について

1) 実施内容

本事業では、事業目的にもとづくモデル事業を事務局にて実施します。

公募プログラムについては、モデル事業に類する以下内容のプログラム（テストモデル）の実施を希望する事業者を募集します。

※本事業・プログラムでの用語の使い方について

クラウドファンディング	クラウドファンディングには、様々なタイプがありますが、本事業、プログラムでは購入型クラウドファンディングを指します。目標額と期限、返礼品を設定し、支援を募り、終了後支援者に対し原則、返礼品を送ります。
寄付	寄付の目的を明示した上で、寄付をインターネット上で募ります。支援に対して返礼品はありません。

文化庁令和2年度戦略的芸術文化創造推進事業「文化芸術収益力強化事業」 公募要領

①動物園、水族館、植物園における餌代、肥料代ないしは類する経費ならびに伴う返礼品等に対するクラウドファンディングあるいは寄付による資金募集

※以下のいずれかの手法ないしは、公募（採択）事業者によるそれ以外の類する手法を想定しています

【クラウドファンディングを導入する場合】

- ・実施事務局が開設するクラウドファンディングプラットフォームにて、餌代、肥料代ないしは類する経費を募るクラウドファンディングを、公募（採択）事業者にて実施していただきます。なお、クラウドファンディングの実施にあたり、伴う必要な事務手続き、掲載記事の制作は、本事業実施事務局がサポートします。
- ・この際、実施事務局と協議の上、目標額と期限、返礼品等を設定し、「All in型」で支援を募ります。※All in型では、目標額に支援が達しない場合でも、支援された資金は公募（採択）事業者に振り込まれます
- ・クラウドファンディングの結果、集まった資金は、クラウドファンディングプラットフォームが規定する手数料を差し引いた額にて、公募（採択）事業者が指定する口座等へ直接振り込まれます。
- ・公募（採択）事業者は、原則プログラム実施期間内にその資金を餌代、肥料代ないしは類する経費および返礼品代として使用します。その様子は、ポータルサイト、クラウドファンディングプラットフォームにて公開、クラウドファンディングが終了した後、支援者に対しては返礼品等を送ります。

【実施事務局が開設を予定しているクラウドファンディングプラットフォーム】

CAMPFIRE <https://campfire.co.jp>

※上記プラットフォーム以外で、公募（採択）事業者が独自にクラウドファンディングを実施することも可能とします。

【インターネットによる寄付等の実施をする場合】

- ・公募（採択）事業者のホームページ、もしくは本事業で設置するポータルサイト上で、餌代、肥料代ないしは類する経費を募っていただきます。
- ・寄付については、公募事業者のホームページ、もしくは本事業で設置するポータルサイトに、本事業で用意するインターネット寄付決済サービスへのリンクを設けることにより、インターネット寄付決済サービス上で行うことを想定しています。
- ・なお、インターネット寄付決済サービス会社にて寄付は取りまとめられ、期間終了後、インターネット寄付決済サービス会社が規定する手数料を差し引いた額にて、採択事業者の銀行口座に振り込まれます。
- ・公募（採択）事業者は、原則プログラム実施期間内にその資金を餌代、肥料代ないしは類する経費として使用するとともに、その様子を、ポータルサイト、クラウドファンディングプラットフォームにて公開します。

【実施事務局が開設を予定しているインターネット寄付サービス】

キフフォーム <https://go.kifu.fm>

<上記フォームサービス提供会社：ペイリンクス>

※上記インターネット寄付決済サービス以外で、公募（採択）事業者独自の決済のしくみを使って実施することも可能とします。

文化庁令和2年度戦略的芸術文化創造推進事業「文化芸術収益力強化事業」 公募要領

②-1. 動物、植物等に関するコンテンツ制作への協力

本事業で実施事務局が設置するポータルサイトに掲載する動物、植物等に関するコンテンツについて、実施事務局が行う取材（動画撮影、静止画撮影、聞き取り取材等）に対する協力をさせていただきます。

②-2. PRの実施

公募（採択）事業者が保有するホームページやSNS、公式YouTubeチャンネルなどの媒体を活用し、ポータルサイトとクラウドファンディングについてのPRを実施させていただきます。

②-3. 実施事務局で行う事業全体に対する各種調査、分析のためのデータの提供、協力ならびに事業目的をふまえた各園、各館での独自調査、分析の実施ならびに報告書の作成

②-4. ①、②に必要となる各種準備、調整業務等

2)プログラム実施期間、事業規模、採択予定件数

①プログラム実施期間：契約締結日～令和3年2月28日（日）

②委託予定額：1プログラムあたり150万（税込）上限※見込

③採択予定件数：2団体程度

※プログラム実施期間において1) 実施内容における①および②を完了してください。

※1) 実施内容「①動物園、水族館、植物園における餌代、肥料代ないしは類する経費ならびに伴う返礼品等に対するクラウドファンディング、もしくはインターネットによる寄付等の実施」により発生する支出等は、公募（採択）事業者への委託予定額にはふくまれません。

※公募（採択）事業者は、肥料代ないしは類する経費伴う返礼品等の経費を、クラウドファンディング、もしくはインターネットによる寄付にて集めてください。

※公募（採択）事業者が1) 実施内容における②-1～4を実施にあたり必要とする経費は、委託予定金額内とします。

※採択件数は現時点の予定であり、増減する場合があります。

3)対象事業者

国内動物園・水族館・植物園ならびにそれらに関連する次のいずれかの国内法人または国内の団体。
なお、①～④にて構成する実行委員会についても対象とするが、その際は代表となる事業者を、必ず設定してください。

① 地方公共団体が設置した文化施設の設置者、管理者又は直営文化施設の長

② 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人

③ 会社または会社に準ずる営利法人（株式会社、合同会社、合資会社、特定有限会社、企業組合）

④ 特定非営利活動法人

また、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

① 定款、寄付行為又はこれらに類する規約等を有すること

② 法人等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること

③ 自らを経理し、監査する等会計組織を有すること

④ 活動の本拠としての事務所を有すること

⑤ 予算決算および会計令70条の規定の規定に該当しない者であること

文化庁令和2年度戦略的芸術文化創造推進事業「文化芸術収益力強化事業」 公募要領

Ⅲ.応募方法等について

公募要領・提出書類（様式1～3）をダウンロードのうえ、提出書類（様式1～3）を作成し、PDFデータにて期日までに、事務局まで電子メールにて提出してください。
メール送付後、事務局から送られる「応募書類受領」のメールをもって提出完了となります。
なお、郵送・持込等での提出は受け付けておりません。

【文化庁 令和2年度 戦略的芸術文化創造推進事業 「文化芸術収益力強化事業」
博物館等における
「新しい関係性の構築」による収益確保・強化事業 公募ウェブサイトURL】
<https://new-relations.jp>

【応募様式】

- ・ 様式1-(1) 応募団体概要
※実行委員会形式にて参加の場合は、様式1-(2)についても提出ください
- ・ 様式2-(1)(2) 提案プログラム実施内容
- ・ 様式3 提案プログラム収支計画

【応募書類の取り扱い】

提出された資料については次のとおり取り扱うものとします。

- ・ 提出された資料について、質問、追加の資料の提供を依頼する場合があります。
- ・ 提出された資料等は、返却いたしません。
- ・ 提出された資料等については、当該目的のために利用、文化庁所轄課、事務局ならびに関係者以外には提供いたしません。

【提出先】

令和2年度 戦略的芸術文化創造推進事業「文化芸術収益力強化事業」博物館等における
「新しい関係性の構築」による収益確保・強化事業公募事務局

MAIL: info@new-relations.jp

【応募様式提出締切】

令和2年12月15日（火）17：00

文化庁令和2年度戦略的芸術文化創造推進事業「文化芸術収益力強化事業」 公募要領

【問い合わせ・質疑】

お電話での問い合わせは受け付けておりません。

公募ウェブサイトより、質疑フォーマットをダウンロードし、内容記入のうえ以下のアドレスまで、お送りください。また、メールには必ず以下の内容を記入してください。

【文化庁 令和2年度 戦略的芸術文化創造推進事業 「文化芸術収益力強化事業」
博物館等における
「新しい関係性の構築」による収益確保・強化事業 公募ウェブサイトURL】
<https://new-relations.jp>

【提出先】

令和2年度 戦略的芸術文化創造推進事業「文化芸術収益力強化事業」博物館等における
「新しい関係性の構築」による収益確保・強化事業公募事務局

MAIL: info@new-relations.jp

※質疑送信メールには必ず以下を記入してください

<件名> 「新しい関係性の構築」による収益確保・強化事業質疑・問い合わせ
<本文> 【団体名】 【ご担当者名】 【所在地】 【電話番号】

【質疑受付期間】

令和2年12月1日（火）～12月10日（木）

IV. 審査・採択結果について

1) 審査方法と審査機関

応募いただいた内容に対して、事務局による形式審査と事務局が設ける有識者による審査会を通じて採択団体を決定します。また、必要に応じ、応募内容について、追加資料等の提出を求める場合があります。

2) 採択通知・公表

採択された事業については、実施事務局（株式会社 乃村工藝社）が団体ならびに団体代表者に採択・不採択にかかわらず通知するとともに、本事業の公募ウェブサイト等にて、その結果を公表する場合があります。

【採択予定日】

令和2年12月下旬

文化庁令和2年度戦略的芸術文化創造推進事業「文化芸術収益力強化事業」 公募要領

V. 契約、経費について

1) 契約について

採択決定後、事務局は採択団体と、事業実施内容と経費、契約内容と形態について、すみやかに調整を行い、提案プログラム内容と経費を精査のうえ、契約締結を進めます。

- ・ 契約金額および契約の条件、形態について双方の合意が得られない場合には採択決定を取り消す場合があります。
- ・ 採択された提案時の内容を、事業実施にあたって調整する場合があります。

2) 委託対象経費について

以下は、経費として認められません。

○事務所維持費○印紙代○備品購入費○電話代○交際費・接待費○予備費○高熱水料○日当
○レセプション・パーティー等経費○飲食に係わる経費（会議に伴う飲料は可）
○賞金・副賞等○記念品

※備品を購入する場合は、原則として購入する採択団体の自己負担とするが、契約期間における当該機材等の借損料相当額については、本事業の経費とすることができます。
（1年以上の耐用年数がある又は10万以上のものを備品と判断します）

※肥料代ないしは類する経費、ならびに返礼品等の経費は、クラウドファンディング、もしくはインターネットによる寄付金によるものとし、委託対象経費には含まれません。

- ・ 契約締結以前に公募(採択)事業者が要した経費、ならびに履行に必要ではないと考えられる経費、市場価格等と比較し過大と考えられる経費などは負担されません。
- ・ 提案プログラム実施内容にもとづく、（様式-3）提案プログラム収支計画における種別、経費項目以外の経費は認められません。
- ・ 必要経費の総額（委託金額）は、（様式-3）提案プログラム収支計画における、支出からその他収入を差し引いたものとなります。

3) 助成金等について

提案した事業について、助成金や協賛金等を受ける場合は、計上経費の重複は、排除してください。なお、助成金や協賛金等ある場合は、必ず（様式-3）提案プログラム収支計画の「その他の収入」欄に助成金・補助金等を交付する組織名および見込金額（申請額）を計上してください。

4) 精算について

- ・ 事業完了後に当該契約書等に定められた成果物の提出をもって、業務完了とし、事務局での検査ののち、対象経費が記載された請求書を提出することで、採択事業者に契約金額を上限として対象経費を迅速に支払うものとし、ます。
なお、対象経費の精算の根拠となる帳票類は採択事業者においても事業終了後5年保管し、調査等の必要が生じた場合は応じていただくものとし、ます。

※成果物は本事業のウェブサイトならびに文化庁ホームページ等に公表される場合があります。